

事務連絡  
令和4年9月6日

北海道開発局  
事業振興部 技術管理課長補佐 殿  
各地方整備局（関東、近畿、中国を除く）  
企画部 技術管理課長 殿  
関東、近畿地方整備局  
企画部 技術調査課長 殿  
中国地方整備局  
企画部 工事品質調整官 殿  
沖縄総合事務局  
開発建設部 技術管理課長 殿

総合政策局公共事業企画調整課  
課長補佐

#### 建設発生土の有効利用について

建設発生土については、「公共建設工事における「リサイクル原則化ルール」の策定について」（平成18年6月12日国官技第47号等）や「発生土利用基準について」（平成18年8月10日国官技第112号等）等に基づき、公共工事土量調査のデータ等を活用した工事間利用調整等を通じて、有効利用を図る取組みを進めているところです。

今般、会計実地検査において、河道掘削に伴う建設発生土について、他の建設工事現場での活用を十分に検討しないまま、有償で残土処分場等に処分していたため経済的な処分が行われていない事例が地方整備局や都道府県等で確認されました。

つきましては、上記基準等を改めて確認するとともに、上記の事態を踏まえて、公共工事土量調査のデータの活用などを通じて、建設発生土の工事間利用の調整等を行い、建設発生土の処分費等の低減が見込まれる場合には、建設発生土の工事間利用等の有効利用により、建設発生土の処分に係る工事費の低減を図るよう、改めて徹底をお願いいたします。

本件については、各地方整備局等管内の都道府県及び指定都市の関係部局に参考送付していただき、都道府県から管内市町村（指定都市を除く）に対しても周知していただくよう依頼をお願いいたします。

なお、河道掘削に伴う建設発生土の取扱いについて、別紙のとおり水管理・国土保全局から各地方整備局河川部等に注意喚起がされています。